2　一時金基準額は、次に掲げる額を上限とする。

一　同一の世帯に属する老齢被害者等が一人の場合においては、三万五千二百二十円

二　同一の世帯に属する老齢被害者等が二人の場合においては、五万六千三百四十円

3　老齢被害者等に第一項の規定による一時金を支給した後に、当該老齢被害者等の配偶者が帰国し、又は入国し、本邦に永住する意思を有して本邦に居住した場合であって、当該配偶者が一時金の支給の申請を行ったときの一時金の額は、同項の規定にかかわらず、五万六千三百四十円から当初の老齢被害者等が毎月の老齢給付金のうち一時金の算定に当たって基準とした額を控除した額を上限とした額に老齢給付金の残余支給期間に応じて別表第二に定める率を乗じて得た額とする。

（一時金の支給の申請）

第二十四条　第二十二条の一時金の支給を受けようとする者は、老齢給付金一時金支給申請書（様式第七号）を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。

2　前項の規定による申請は、同一の世帯に属する老齢被害者等につき世帯ごとに一回に限り行うことができる。ただし、前条第三項の場合は、この限りではない。

3　第一項の規定による申請は、老齢給付金の支給を申請するとき、又は老齢給付金の支給を開始してから二十年以内に行わなければならない。

（準用）

第二十五条　第七条第二項及び第三項、第八条第一項並びに第九条の規定は、一時金の支給において準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第二項	前項	第二十四条第一項
第七条第三項	前項	第二十五条において準用する前項
	拉致被害者等給付金	一時金
第八条第一項	前条第一項	第二十四条第一項
	拉致被害者等給付金	一時金
第九条	対象被害者等	老齢被害者等
	前条	第二十五条において準用する前条
	拉致被害者等給付金	一時金
	前項	第二十五条において準用する前項

（配偶者支援金の支給）

第二十六条　法第五条の三に規定する配偶者支援金は、同条各号に規定する配偶者支援金の支給要件に該当する永住配偶者が第二十八条による支給の申請を行った場合、その日の属する月の翌月から行うものとする。

（配偶者支援金の額）

第二十七条　配偶者支援金は月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

（配偶者支援金の支給の申請）

第二十八条　配偶者支援金の支給を受けようとする者は、配偶者支援金支給申請書（様式第八号）を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。

（準用）

第二十九条　第三条第二項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第九条並びに第十一条第一項から第四項まで、第六項及び第七項（第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給において準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二項	拉致被害者等給付金	配偶者支援金
第七条第二項	前項	第二十八条
第七条第三項	前項	第二十九条において準用する前項
	拉致被害者等給付金	配偶者支援金
第八条第一項	前条第一項	第二十八条
	拉致被害者等給付金	配偶者支援金
第九条	対象被害者等	永住配偶者
	拉致被害者等給付金	配偶者支援金
	前条	第二十九条において準用する前条
	前項	第二十九条において準用する前項
第十一条第一項から第四項まで及び第六項（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）	拉致被害者等給付金	配偶者支援金
	対象被害者等	永住配偶者
	前項の	第二十九条において準用する前項の
	前項第一号	第二十九条において準用する前項第一号
	第一項の	第二十九条において準用する第一項の
	前項各号	第二十九条において準用する前項各号
	第一項及び第三項	第二十九条において準用する第一項及び第三項
第十一条第七項	拉致被害者等給付金を	配偶者支援金を
	対象被害者等	永住配偶者

（令第二十二条第一項第二号ロの内閣府令で定める規定）

第三十条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。以下「令」という。）第二十二条第一項第二号ロの内閣府令で定める規定は、同条第二項第一号に規定するみなし計算対象期間の各月について、その当時において施行されていた次に掲げる法律（これに基づき又はこれを実施するための命令を含む。）の規定（これらの法令の改正の際の経過措置に係る規定を含む。）で併給の調整に関するもの（国民年金法第二十条を除く。）とする。

一　国民年金法

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）